

## 建設現場における火災による労働災害防止について

日頃から、労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、2018年7月26日に東京都内のビル建設工事現場において火災が発生し、これにより現場で作業に従事していた5名が死亡し、約40名が負傷したところです。

本件災害については、元方事業者が安全対策についての指示、具体的な手順書の作成を行っておらず、結果、必要な火災防止対策を講じることなく、ウレタンを吹き付けた場所でそのまま溶断作業が行われたもので、火の監視役は別作業中で火災の覚知が遅れ、消火器も近くに置かれていなかったことから、火災が拡大したものと推定されるところです。

また、「安全より工期を優先した」との供述や前年にも同様の火災災害を起こしていること等、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

つきましては、類似の火災による労働災害の発生を防止するため、下記事項について、対策の徹底を図られるようお願いいたします。

また、裏面の自主点検表を活用し、貴工事現場の火災災害防止のための点検の実施をお願いいたします。

### 記

#### 1 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては可燃性の断熱材（以下単に「断熱材」という）の施工計画の有無、既存建築物の改修工事等にあつては断熱材の使用の有無に係る確認を行い、当該作業がある場合には断熱材の種類、特性について調査をすること。

#### 2 施工計画、作業手順の作成等

元方事業者は、断熱材のある場所において火気を使用しない工事計画を策定すること。また、既存建築物の改修工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、火気管理を含む作業計画を策定すること。

作業を行う事業者は、作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。

#### 3 表示

断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。断熱材の保管場所（仮置き場所を含む）についても同様であること。

#### 4 防火対策

火気作業を行う事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。

#### 5 整理整頓

作業場所の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと。

#### 6 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定め関係事業者に周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

## 建設現場における火気管理に関する自主点検表

### (発泡プラスチック系断熱材関係)

○ 発泡プラスチック系断熱材を使用している又は使用する予定の現場は 1 から 11 までについて、使用予定のない現場は 10 と 11 について点検してください。

番号	点検項目	点検結果
1	断熱材の施工時期はいつか	<input type="checkbox"/> 施工済 令和 年 月 <input type="checkbox"/> 施工予定 令和 年 月ごろ <input type="checkbox"/> 施工時期未定
2	材料の種類や燃焼性を確認しているか	<input type="checkbox"/> 確認している <input type="checkbox"/> 確認していない ⇒ 確認をお願いします。
3	火気管理計画及び作業手順を策定しているか	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない ⇒ 策定をお願いします。
4	断熱材施工開始以降に溶接・溶断等火気を使用しない作業計画を検討しているか	<input type="checkbox"/> 検討している <input type="checkbox"/> 検討していない ⇒ 検討をお願いします。
5	断熱材施工作业場所に火気使用禁止の表示を行っているか	<input type="checkbox"/> 表示している <input type="checkbox"/> 表示していない ⇒ 表示をお願いします。
6	断熱材施工場所に立ち入るすべての労働者に燃焼等の危険性について周知するための教育を実施しているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない ⇒ 実施をお願いします。
7	断熱材を保管する場合は場所を定め、火気使用厳禁とする旨の表示を行っているか	<input type="checkbox"/> 表示している <input type="checkbox"/> 表示していない ⇒ 表示をお願いします。
8	断熱材使用場所で、やむを得ず火気の手配がある場合、不燃性ボードやシート等を使用し、消火器を配備するなどの消火対策を講じる計画としているか	<input type="checkbox"/> 火気の手配なし <input type="checkbox"/> 計画している <input type="checkbox"/> 計画していない ⇒ 策定をお願いします。
9	断熱材の SDS を確認し、リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減対策を講じているか	<input type="checkbox"/> 講じている <input type="checkbox"/> 講じていない ⇒ 対策を講じてください。
10	火災等非常時の避難経路等は作業計画に示し、全ての関係者に周知されているか	<input type="checkbox"/> 周知している <input type="checkbox"/> 周知していない ⇒ 周知をお願いします。
11	地下等での作業において、停電時における照明の計画をしているか（懐中電灯携帯等）	<input type="checkbox"/> 計画している <input type="checkbox"/> 計画していない ⇒ 計画をお願いします。



硬質ウレタンフォーム等のプラスチック系断熱材については、断熱や結露防止の目的で建物に使用されていますが、これらを施工する建設現場等で燃焼による労働災害が繰り返し発生しており、昭和60年以降だけで11件の火災が発生し、19人が死亡しています。

本パンフレットはこれらの災害を防止するための基本的な事項をとりまとめたものです。



# 1

## プラスチック系断熱材の施工作业 及び施工場所にかかる表示

断熱材を施工する場所については

- 断熱材の施工場所であることの表示を行うこと。
- 火気厳禁の表示を行うこと。
- 消火器等を作業場所に備え付けること。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
建設業労働災害防止協会・各支部



# 2

## プラスチック系断熱材使用場所における作業での火気管理

改修工事等でやむを得ず断熱材が施工してある場所で火気を使用する作業を行う場合については

- 火気を使用する場所の周囲は、火災、火花等が当たる部分から1メートル以上の範囲の断熱材を予め取り除いたうえ、十分な範囲を不燃性のシートで遮へいすること。
- 消火器等を作業場所に備え付けること。
- 作業指揮者を選任し、作業を直接指揮させること。



# 3

## 保管場所等における管理

断熱材を保管する場所については

- 指定の危険物置場に保管すること。鍵のかかる建て屋がある場合はその中に保管すること。
- 仮置き場所を含めて保管場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。
- 消火器等を備え付けること。





# 火災防止等のための実施事項

調査、確認	元方事業者は、新築工事にあつては断熱材施工計画の有無、既存建築物の改修工事等にあつては断熱材の使用の有無にかかると確認を実施し、当該作業等がある場合には断熱材の種類、特性について調査をすること。
施工計画等	元方事業者は、可燃性のある断熱材の施工中及び施工後の当該場所における火気使用の生じない工事計画の策定、既存建築物の改修工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は火気管理を含む作業計画を策定すること。
作業手順の作成	作業を実施する事業者は、作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。
調整	元方事業者は、断熱材施工作業実施場所等における作業の調整を行うこと。
表示	断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。

教育	作業を実施する事業者は、断熱材を使用する業務に従事する労働者に対する教育を実施すること。断熱材施工場所に入場することとなるすべての事業者は、新規入場時教育等における断熱材の危険性等に関する教育を実施すること。元方事業者は、関係請負人が実施する教育に対する指導補助及び実施状況の確認を行い、必要に応じて自主的な教育を実施すること。
防火対策	火気作業を実施する事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による遮へいの実施、消火のための器具の配置等を行うこと。
作業指揮者	断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う事業者は、作業指揮者を選任し、直接指揮させること。
整理整頓	作業場所の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと。断熱材の保管場所については、設置場所を含め、保管場所であることの表示と火気厳禁の表示を行うこと。
緊急時の措置	元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定めるとともに、関係事業者に周知すること。

## 発泡プラスチック系断熱材の燃焼性等の性質

- 建設現場で使用される発泡プラスチック系断熱材については、硬質ウレタンフォーム等種々の材料のものが使用されているが、それぞれの種類については、昭和51年建設省告示第1231号に基づく防火材料区分及び日本工業規格A1321によりおおよそ次表のとおり区分されている。
- なお、建設省告示区分で難燃材料、準難燃材料に該当するものにあつても、条件によっては溶接の火炎などにより着火する可能性があり、また、着火した後は他の発泡プラスチック系断熱材と同様に急速に燃焼が拡がる危険性を有していることから、火気管理の徹底等火災防止対策が不可欠であることに特に留意すること。

建設省告示区分	JIS区分	種類	
不燃材料	難燃1級		
準不燃材料	難燃2級	フェノールフォーム	ウレタン変成フェノールフォーム
難燃材料	難燃3級	イソシアヌレートフォーム	
準難燃材料	該当せず		
該当せず		硬質ウレタンフォーム ポリスチレンフォーム 高発泡ポリエチレン 押出発泡ポリスチレン	

注) ウレタン変成フェノールフォーム(硬質ウレタンフォームとフェノールフォームの混合物)は、その組成により製品ごとに燃焼性の区分も異なっていること。



建設業労働災害防止協会

〒106-0014 東京都港区芝5-35-2  
TEL 03-3453-8201 / FAX 03-3456-2458

# 荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害については、最近5年間で増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

## 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者のみならず、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、**荷主などの皆様も**、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

## 荷役作業場所のチェックリスト

荷主などの皆様は、ガイドラインの内容が十分行われているかを確認するため、4ページ目の「荷役作業場所のチェックリスト」を活用してください。

## 荷役作業における労働災害防止のポイント

### 安全管理体制について

#### ○荷役作業の担当者を指名してください

荷主等の事業場の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名してください。この担当者には、陸運事業場と荷役作業についての連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせてください。

#### ○陸運事業者と安全衛生協議組織を設置してください

反復・定期的に荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置してください。安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や、合同での荷役作業の巡視等を行ってください。



## 荷役作業における労働災害防止の基本対策

- 荷役作業を陸運事業者に行わせる場合は事前に通知してください
- 余裕を持った着時刻を設定してください  
荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）をしてください。
- 荷役場所を安全に作業が行えるようにしてください  
荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持してください。

## 墜落・転落対策

- 墜落・転落防止のための施設等を用意してください  
荷主等が管理する施設について、できるだけプラットホーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落災害防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する設備において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

## フォークリフトによる労働災害の防止対策

- 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合、最大荷重にあった資格を持つことを確認してください
- 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施してください
- フォークリフト使用のルールや安全対策を行ってください  
荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示してください。また、荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路の区分、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行い、運転者に通知してください。

## クレーン等による労働災害の防止対策

- 陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合、つり上げ荷重にあった資格を持つことを確認してください
- 所有するクレーン等の定期自主検査を実施してください
- 陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合、設置場所について必要な情報を周知し、転倒防止のための敷鉄板を準備してください

## コンベヤーによる労働災害の防止対策

- コンベヤーをまたぐ必要がある場所には、踏切橋等を設けてください



## ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

### ○移動経路の整理整頓をお願いします

荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の者との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓してください。

### ○床や地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしてください

## 転倒、腰痛等の労働災害防止対策

### ○荷役作業場所を整理整頓し、床の凹凸などつまずきの原因をできるだけなくしてください

### ○段差解消、手すりの設置、床面の防滑対策を講じる等に取り組んでください

### ○人力荷役をする場合、できるだけ機械・道具を使って作業するよう施設、設備の改善を行ってください

## 安全衛生教育

### ○改善基準告示の概要を発注担当者に周知してください

運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定してください。

### ○荷役機械等に関する安全衛生教育を行ってください

#### 改善基準告示について（労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」）

トラック運転者の労働時間の改善を図る改善基準告示を陸運事業者が守れるよう、余裕を持った着時刻の指定、荷待ち時間の短縮化等に取り組んでください。

・トラックの運転時間は1日9時間まで（2日平均）

・拘束時間（運転時間や荷待ち時間等の合計）は1日13時間が基本 等

## 陸運事業者との連絡・調整

### ○陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください

### ○配送先における荷卸しの役割分担について明確にしておいてください

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係がない場合が多くなっています。このため、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知してください。

### ○陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書（4ページ目参照）の内容を通知してください

# 荷役作業現場のチェックリスト

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	<b>荷の積卸し作業（荷役作業）は</b> ① 荷主、運送業者のどちらが行うのか明確にしているか ② 運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと（運送引受書の発送）。 ・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、 <b>安全作業連絡書</b> を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
荷役作業に用いる機械、用具について	<b>荷の積卸し作業に</b> ① フォークリフト、クレーンなどを用いるか ② ロールボックスパレットを用いるか ③ 台車などを用いるか	ロールボックスパレットについて詳しくは下記URLをご覧ください	・フォークリフト、クレーン等の使用に当たっては、資格が必要であること。 ・使用するフォークリフト、クレーン等は、検査、点検等により異常がないものとする。
荷役作業を行う場所について (その1：基本的事項 (転倒防止の対策を含む。))	<b>荷の積卸し作業を行う場所は</b> ① 通行人が作業場所に立ち入ることはないか ② 作業に必要な十分な広さか ③ 整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか ④ 明るい場所か ⑤ 風・雨が当たらない場所か ⑥ (ミラーの設置などによって) 死角部分はないか		・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気に配慮すること。
荷役作業を行う場所について (その2：特に墜落防止のための設備対策)	<b>トラックの荷台からの墜落防止のために</b> ① 荷台との段差のないプラットフォームがあるか ② 荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか ③ 安全帯の取付設備はあるか ④ 荷台への昇降設備（昇降装置、踏台など）を用意しているか		・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
作業者の服装について	<b>荷の積卸し作業を行う者は</b> ① 保護帽を着用しているか ② 安全靴を着用しているか ③ 手袋を着用しているか		・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合せて、耐滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴
荷台への昇降方法について	<b>荷台への昇降時に</b> ① 昇降設備（手すり付き）を用いているか ② 三点確保を実行しているか		・三点確保：手足の4点のどれかを動かすときに残り3点で確保すること。
荷台での作業方法について	<b>荷台での作業時に</b> ① 不安定な荷の上を移動していないか ② ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか ③ 安全帯を使用しているか ④ 荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか ⑤ 荷台のあおりに乗って作業を行っていないか ⑥ 荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に挟まれるおそれはないか		・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。

## 安全作業連絡書 (例)

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ( )	取卸作業月日	月 日 ( )
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックミキ 3. その他 ( )	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックミキ 3. その他 ( )
積 込	品 名 (危険・有害性)	( )	
	数 量	( )	
荷 積	総重量	kg ( kg/個 )	
	積付	1. バラ 2. 1/4リフト 3. その他 ( )	
積込作業	作業の分担	取卸作業	作業の分担
	作業人数		作業人数
	使用荷役機械		使用荷役機械
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ( )	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ( )
その他特記事項	※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと		

このパンフレットについて詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ 荷役作業での労働災害を防止しましょう！  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117562.html>

ロールボックスパレットについて詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル～安全に作業するための8つのルール～  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000098500.html>

荷役作業 荷主等

ロールボックスパレット 厚生労働省



# 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



## 【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

## 今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）

2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。

（安衛則の改正）

- (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
- (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
- (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
- (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。また、統合後の特別教育の時間数を増やします。  
既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
  - ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
  - ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(※2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(令和2年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

(※1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)

(※2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

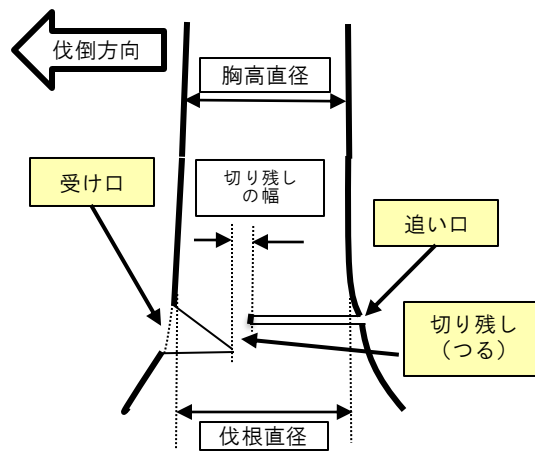
新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講するべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
<b>I 伐木等作業に関する知識</b>					
	伐倒の合図 退避の方法	4時間	/	/	2時間
	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理				
	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用				
<b>II チェーンソーに関する知識</b>					
	チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法	2時間	/	2時間	/
	チェーンソーの点検及び整備の方法				
	ソーチェーンの目立ての方法				
<b>III 振動障害及びその予防に関する知識</b>					
	振動障害の原因及び症状	2時間	/	2時間	/
	振動障害の予防措置				
<b>IV 関係法令</b>					
	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
<b>V 伐木等の方法</b>					
	造材の方法	5時間	/	/	2時間
	伐木の方法 かかり木の処理の方法				
	下肢の切創防止用保護衣等の着用				
<b>VI チェーンソーの操作</b>					
	基本操作 応用操作	2時間	/	2時間	/
<b>VII チェーンソーの点検及び整備</b>					
	チェーンソーの点検及び整備の方法	2時間	/	2時間	/
	ソーチェーンの目立ての方法				

## 2-(1) 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し(つる)」を確保することを新たに義務付けます。(図1)

(参考) 胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。

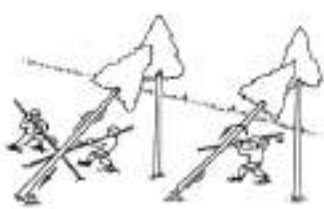


(図1)受け口、追い口等の関係図

## 2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

- かかり木の処理の作業(図2)に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかっている立木を伐倒」(図3)及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)することを禁止します。

<注意> 「かかっている木の元玉切り」(かかった状態のまま元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。)(図5)は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



(図2)かかり木の処理



(図3)かかっている立木の伐倒



(図4)かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

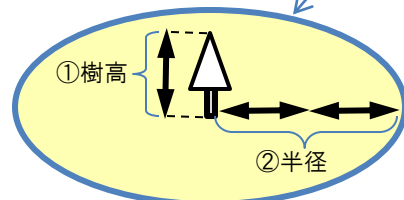


(図5)かかっている木の元玉切り

## 2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

- 従来から、造林等の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。(図6)

②半径が①樹高の2倍の距離の円  
(立入禁止の範囲)



(図6)立入禁止の範囲

<注意> 立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。



## 2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用(安衛則第485条) 関係

- チェーンソーによる休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害の多くが、チェーンソーの刃(以下「ソーチェーン」という。)の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣(図7)を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



(図7) 下肢の切創防止用保護衣

<注意1> (図7)で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのもを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

<注意2> チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

## 3-(1) 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画(安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153) 関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

## 3-(2) 修羅(しゅら)、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

### 施行期日

このリーフレット内容の施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。

(一部の規定\*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日)

(\* ) 修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

(公布日: 2019(平成31)年2月12日)

### 墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯) に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いていた作業については、墜落制止用器具(一本つりのハーネス型等)を用いることが義務付けられました。

【参照】 墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合(フックがかけられない場合など)には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)



伐木作業等の労働災害防止

# 伐木作業にかかる改正安全衛生規則Q&A

令和元年11月25日付け基安安発1125第1号 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

1 安衛則における「伐木」とは、立木を切ることに限定されるのか、それとも、風倒木や枯損木、流木を切ることや、家屋の柱や梁などの木材を切ることも含まれるのか、御教示願います。

(答)

- ① 安衛則第36条又は第8章伐木作業等における危険の防止(第477条から第485条まで)が適用(以下、「安衛則が適用」という。)される「伐木」とは、伐木→造材→集材→運材という一連の木材生産過程において、**立木の地上部分を切る**ことである。なお、これまで、治山治水、環境保全、開発等のために、立木の地上部分をきる場合についても、伐木として取り扱っていたが、今後においても、従前のおりである。
- ② **安衛則が適用される「立木」とは、自立している状態の木をいうものであって、その木の状態に応じて、「風倒木」や「枯損木」も「立木」に含まれる**場合がある。

これに対し、「流木」及び「家屋の柱や梁などの木材」は、自立している状態の木ではないことから、安衛則が適用される「立木」には含まれない。ただし、当該作業に従事する者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する者にも下肢の切創防止用保護衣を着用させることが望ましい。

3 上記1、2の質問とも関連しますが、地方公務員である消防職員が市街地等での救助活動等の際に風倒木や枯損木、流木を切る場合や、家屋の柱や梁などの木材を切る場合にも、切創防止用保護衣の着用や特別教育の実施は義務付けられるのか、御教示願います。

(答)

- ① 事業者には、上記2の(答)①に加えて、安衛則第485条第1項に基づき、チェーンソーを用いて行う立木の伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させることが義務付けられている。
- ② 安衛則が適用される「伐木」については、上記1の(答)のおりである。
- ③ **安衛則が適用される「造材」とは、伐倒された木をその用途、運材の方法等に応じて一定の長さに切ることを言い、伐倒木の枝払い、皮はぎ等を含む**。なお、これまで、風倒木等の地表に倒れた木であっても、その用途、運材の方法等に応じて一定の長さに切る場合には、造材として取り扱っているが、今後においても従前のおりである。

これに対し、「流木」又は「家屋の柱や梁などの木材」は、伐倒された木そのものではないといえることから、これらを対象に作業を行う場合には安衛則が適用される「造材」には含まれない。ただし、当該作業に従事する者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する者に下肢の切創防止用保護衣を着用させることが望ましい。

- ④ なお、労働安全衛生関係法令では、地方公務員を同法令の適用から除外していないものと承知している。

# 伐木作業にかかる改正安全衛生規則Q&A

令和元年11月25日付け基安安発1125第1号 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

2 安衛則第36条第8号において、「チェーンソーを用いて行う立木の伐木」に労働者をつかせるときは、特別教育を行うことが必要と規定されています。そこで、仮に上記1の質問で「伐木」が立木を切ることに限定されない場合にも、安衛則第36条第8号の規定ぶりから、立木以外の風倒木や枯損木等の伐木に労働者をつかせるときは、特別教育を行う必要はないと解してよろしいか、御教示願います。

(答)

- ① 事業者には、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に基づき、安衛則第36条第8号に定める「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」に労働者をつかせるときは、当該業務に関する特別教育を行うことが義務付けられている。
- ② 上記の安衛則の規定が適用される「伐木」については、上記1の（答）のとおりである。

4 安衛則第37条において、「十分な知識及び技能を有していると認められる労働者」については、特別教育の科目の全部又は一部について省略することができると規定されており、労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（平成31年2月14日付け基発0214第9号厚生労働省労働基準局長通知）において、同条に基づき、安衛則第36条第8号に定める特別教育を省略することができる者の要件が示されています。

そこで、例えば、これまでチェーンソーによる伐木等の業務に係る**特別教育を受講したことはないが、長年当該業務に従事してきた者**を、「十分な知識及び技能を有していると認められる労働者」と捉え、当該者について特別教育を省略したり、当該者を特別教育の講師としたりする余地はあるのか、御教示願います。

(答)

- ① 安衛則第37条の規定に基づく特別教育(改正後の安衛則第36条第8号に係るものに限る。)を省略できる労働者については、平成31年2月14日付け基発0214第9号労働基準局長通知「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」(以下「局長通知」という。)中の第2の1の(3)のイからオまでのいずれかに**該当する者に限定すること**としている。  
(施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号の特別教育を修了していた者などで項目の一部が省略できる)
- ② また、特別教育の講師については、局長通知中の記の第2の1の(4)で示すとおり、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないこととしている。このため、事業者自らが定めた客観的な要件等に照らし、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有するものと判断できる者であれば、**特別教育の講師に充てることとして差し支えない。**



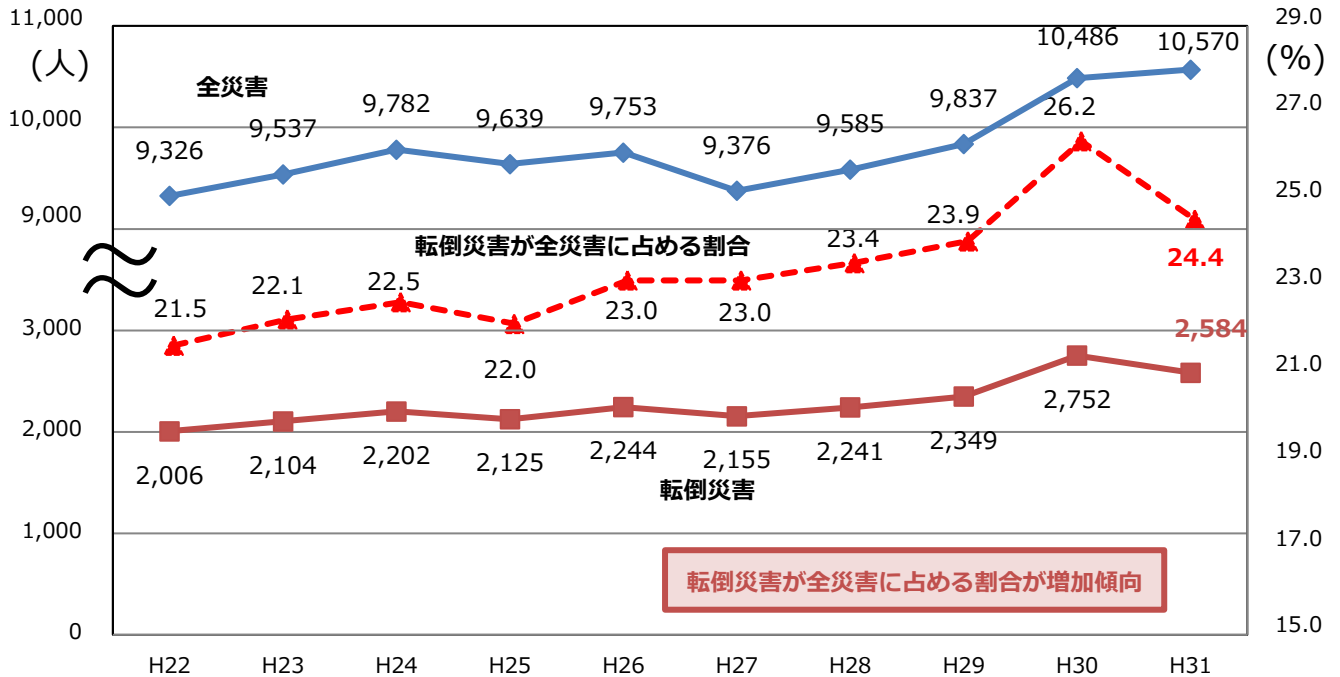
# 職場の転倒災害を防ぎましょう！

## ～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

- 転倒災害は、労働災害全体の約4分の1を占めています。特に、被災者の約7割が50歳以上となっており、高齢になるほど転倒するリスクが上がります。
- 職場における転倒災害を防止するため、裏面のチェックリストを活用した職場の点検や動画を活用した教育を行い、職場環境の改善を図りましょう。
- 厚生労働省では、令和2年3月に「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

### 都内の転倒災害発生状況

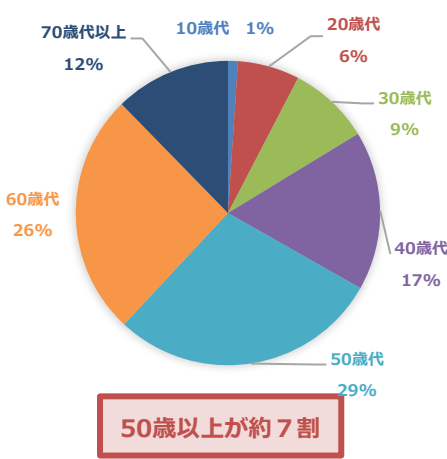
転倒災害による休業4日以上死傷者数の推移



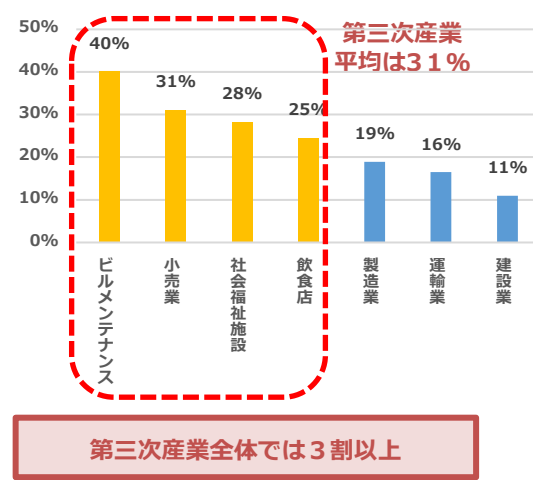
主な原因は「滑り」や「つまずき」



年齢別の転倒災害発生状況 (平成31年、休業4日以上)



各業種毎の転倒災害発生状況 (平成31年、休業4日以上)



東京労働局  
労働基準監督署

6月は、転倒災害防止の重点取組期間です！

(資料出所：労働者死傷病報告)

## 1 重点取組期間に実施する事項

### ① 6月の実施事項

- ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、防止対策の実施（定着）状況の確認

### ② 準備期間（冬季前）の実施事項

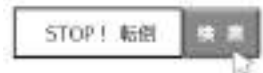
- ア 積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
- イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

## 2 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去等

## 3 冬季における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底



あなたの職場は大丈夫？  
転倒の危険をチェックしてみましょう

チェック項目	
1 通路、階段、止りばね物を設置していませんか？	<input type="checkbox"/>
2 床に油や水、氷、雪、埃などがついていませんか？ その箇所を取り除いていますか？	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な照明（明瞭）が確保されていますか？	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための靴着けを行っていますか？	<input type="checkbox"/>
5 作業服は、作業環境にあった素材があり、かつ ちょうど良いサイズのものを着用していますか？	<input type="checkbox"/>
6 仕切りネット等を設置して、転倒しやすい 箇所の危険グッズを併用し、再発していますか？	<input type="checkbox"/>
7 高さのある箇所や降りやすい場所などを確保など では確認していますか？	<input type="checkbox"/>
8 ながらスマホやスマホを手に平入れをたま 多くすること、手すりを持つなどの特長や注意 点を確認していますか？	<input type="checkbox"/>
9 ストラップ体装や転倒予防のための運動を 取り入れていますか？	<input type="checkbox"/>



## 動画で見られる資料「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」を掲載しました

厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」には、皆様の安全活動をサポートする転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しています。

転倒や腰痛は、日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめていますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。

掲載先「職場のあんぜんサイト 転倒 視聴覚教材」で検索  
アドレスは下記、QRコードは右

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyoza.html>

### 「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」(動画)



## エイジフレンドリーガイドライン (高齢者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。

**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。**

本文はこちら↓



### 国による支援：エイジフレンドリー補助金(新設)

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください

※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定(全ての申請者に交付されるものではありません)

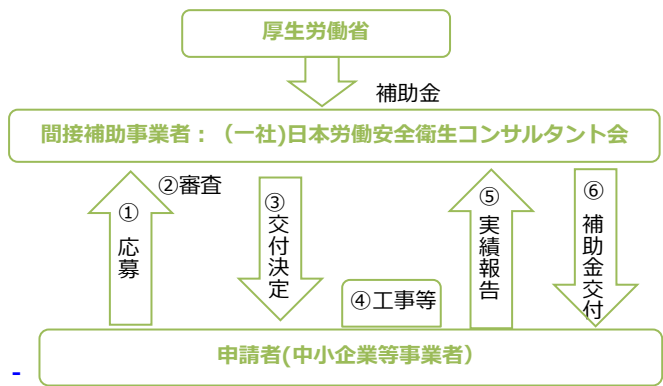
- 1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
  - ・作業場内の段差解消 ・床や通路の滑り防止
  - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
  - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
  - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



# 建設業における交通労働災害防止のための留意事項

## 1 交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成6年2月18日付け基発第83号)

(改正:平成20年4月3日付け基発第0403001号、平成25年5月28日基発0528第2号、平成30年6月1日基発0601第1号)

## 2 交通労働災害防止のためのガイドラインに係る留意事項について

(平成20年4月3日付け基安安発第0403001号)

### 上記通達から建設業の元請事業場として配慮可能な事項について(抜粋)

#### ① 走行計画の作成及び指示 ⇒ 通勤ルートの確認(距離・時間・休憩)

※ 特に長時間運転する計画の場合には休憩時間の設定を行う。

休憩時間の定めを行った場合に、災害が発生しにくくなるという統計が出ている。

※ 早朝時間帯においては、体温が一日のうちで最低となり、反応時間の遅延、眠気の高まり等をもたらすとの調査結果がある。

#### ② 交通安全教育の実施 ⇒ 実施状況の確認・元請として援助

※ 下請業者が多数入る大規模現場については、運転者の交通安全教育を主眼とした安全教育を計画することも検討してほしい。

#### ③ 交通危険予知訓練の実施(継続的に実施することが望ましい) ⇒ 元請として援助

※ 指差呼称を導入することも検討

#### ④ 自動車運転以外の業務の軽減等の配慮 ⇒ 作業分担の配慮・確認

#### ⑤ 荷主・元請事業者としての配慮 ⇒ 荷の積み下ろし作業設備の配置

荷台からの墜落転落災害の防止対策・シート掛けの際の対策

### 建設業労働災害防止対策要綱(建設業労働災害防止協会)(抜粋)

- (1) 運転者に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にある「交通労働災害の現状と防止対策」を使用して関係者に交通安全教育を行うと共に、過労による交通労働災害を防止するため、疲労軽減への配慮や長時間継続した運転を行わせないように管理する。⇒(元請事業場として情報提供)
- (2) 見通しのきかない踏切、転落のおそれがある路肩等の危険箇所について交通危険マップ等による危険情報の共有、誘導による安全運転を励行する。⇒(現場内の道路状況の確認)
- (3) 作業者の送迎のためにマイクロバス、ワゴン車等を使用する場合には、安全な運行経路を指定し、あらかじめ指名した者に運転させるよう努める。また、自動車の運転以外の業務の終了後に自動車の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤務の軽減に配慮すること。⇒(作業強度の管理・休憩の設定)
- (4) 工事現場内での工事車両(車両系建設機械を除く)を運行する場合には、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等を計画的に実施する。⇒(誘導者の配置)
- (5) 走行前・途中・走行後、自動車点検を実施する。特にタイヤの磨耗等に注意。⇒(車両の状況確認)
- (6) 過積載をしない、偏荷重が生じないように積載する。⇒(現場内での状況確認)
- (7) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態を把握する。
- (8) 同乗者にもシートベルトを着用させる。⇒(状況確認)
- (9) 運転中における携帯電話の使用を禁止する。⇒(教育)
- (10) 道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置する。⇒(現場における人員・設備の配置計画の確認)

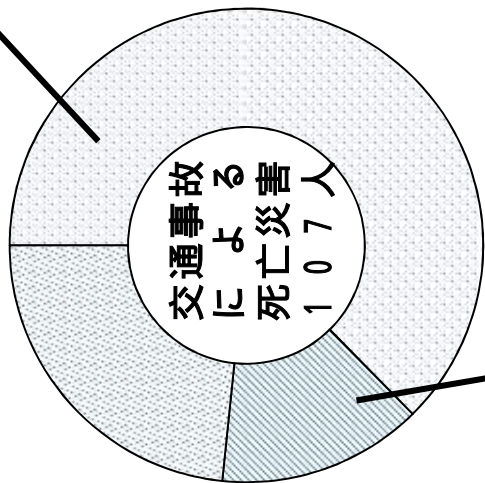
毎年行われている全国安全週間においても、業種横断的な労働災害防止対策として、交通労働災害防止について記載がありますので留意してください。



# 建設業における交通事故による死亡災害の分析結果(平成24～26年)

(別紙2)

## 【現場と事務所間の往復における死亡災害 67人(63%)】



### (原因等)

- スリップ 23人(の34%)  
雪等の凍結によるものは11月～2月頃、雨等による路面の濡れによるものは6月～9月頃に多発
- 居眠り 4人(の6%)  
早朝だけでなく、午後1時台でも発生
- 夜勤明け 7人(の10%)
- 長距離の移動 13人(の19%)  
概ね60km以上離れた区間、中には250km程度離れている場合も

### (対策)

- 減速、車間距離の確保、急発進・急ハンドル・急ブレーキをしない
- 雨の降り始めの舗装道路等が滑りやすいことに留意
- タイヤチェーン、スタッドレスタイヤの装着
- 適正な運転時間を設定した走行計画の作成
- 運転日前日の睡眠時間の確保
- 走行計画による休憩時間・仮眠時間の確保
- 業務終了後に運転業務を行う場合の運転業務以外の業務の軽減

## 【道路における工事中の死亡災害 15人(14%)】

### (原因等)

- 作業の前後に発生 5人(の34%)  
作業準備、交通規制準備中、カラーコーン回収時等
- 作業者の視認性が低くなる状態 4人(の26%)  
剪定された木枝の片付け、土砂の清掃等

### (対策)

- 自動車の侵入を防ぐような作業手順による作業
- 誘導者の配置、作業中の標識の設置(その時点でも)
- 視認性を高める作業服の着用
- 作業中の標識の設置

\* (原因等)の人数は、1人を重複して計数している場合あり

# 警備業における 労働災害防止のためのガイドライン

## 1 全般的事項

- **警備計画とその周知** 各警備業務に従事する警備員に警備計画書、警備指令書等に基づき行う警備業務の範囲を十分に把握させること。
- **保護帽の着用** 増改築等における工事、不審者等による加害行為が予測される場合には、原則として、保護帽を着用させること。
- **勤務姿勢等** 不意の危険に俊敏に対処できるようにするため、ポケットに手を入れたり、上着の襟を立てて視界を狭めたりすることのないよう、常に服装及び姿勢、態度を適切に保持できるよう指導すること。
- **休憩場所等** 休憩室、仮眠室、便所、食事場所、更衣場所を確保するよう努めること。場所の確保ができない場合は、使用できる場所を事前に調べておく等の対処をすること。

## 5 交通誘導警備

- **装備品、保安用資機材の周知** 交通誘導警備業務に使用する装備品(手旗又は誘導灯、警笛、トランシーバ等)、保安用資機材(保安柵、セフティコーン、ラバーコーン、回転灯、衝突吸収緩衝材、各種表示板等)の正しい装着方法、使用方法、使用手順などの知識・技術を習得させること。
- **特殊車両等の運転特性等の周知** 交通誘導警備業務の現場において使用される各種の特殊車両について、その運転特性(前進、後退、斜行、旋回、吊り上げ、牽引等)をあらかじめ周知させ、受傷事故を防止させること。
- **関係法令の遵守** 交通誘導警備員に道路交通法関係法令の規定を順守させ、法令違反となる誘導をさせないこと。
- **保安用資機材の設置及び撤去** 保安用資機材の設置は、通行する車両の進行方向から設置し、撤去する場合は、進行方向の逆の地点から撤去させること。また、その都度左右の安全を確認し、通行車両等による受傷事故の防止に努めさせること。
- **保安用資機材の点検等** 道路工事現場等に設置した保安用資機材について、その設置場所、設置方法、破損箇所などの点検を 励行させ、確実な維持管理に努めさせること。保安用資機材によって区画された工事現場内や、車道、歩行者通行路等の路面の状況を常に点検させ、資機材のはみ出し、障害物や砂利等の放置等、事故の原因となる状況がある場合には、速やかに契約先 等に報告するとともに、その状況の改善を図らせること。
- **誘導位置の選定** 業務前の立ち位置選定と避難場所確保、業務中の留意事項、禁止事項を留意させること。

## 5 交通誘導警備(つづき)

- **合図実施上の留意事項** 次の事項に留意させること。
  - ① 停止、進行、徐行、その他の合図は、わかりやすく大きな動作で行い、不明確な動作は行わないこと。
  - ② 停止の合図を行う場合は、道路の中央や通行する車両の前面に飛び出してはならないこと。
  - ③ 停止の合図はゆとりを持って明確に行い、特に、悪天候の際には車両の停止距離に十分留意し、安全確保に努めること。
  - ④ 停止の合図を行った場合は、対象車両及び後続車両が確実に停止したことを確認するまで注視を継続し、また、停止した車両を発進させるまでは停止の合図を継続すること。
  - ⑤ 特に夜間は、過労運転、飲酒運転、速度違反等による重大事故の発生が多いことに留意し、常に安全確保に努めること。
  - ⑥ 住宅環境等により使用できない場合を除き、合図を明確に運転者等に伝えるため警笛又は拡声器を併用すること。
- **交互通行による誘導** 交互通行時には、起点及び終点その他必要な個所の安全な場所に位置させ、相互に緊密な連携を保つように努めさせること。カーブ等の見通しの悪い場所においては、警備員相互の連携に支障が生じないようにトランシーバ等の資機材を活用させること。自己の誘導する車両等が発進させる場合には、対向する車両等が停止していることを確認してから発進させること。
- **後進車両の誘導** 後進車両を誘導する場合には、事前に右折又は左折の有無等について運転者と打合せを行い、運転者の死角に入らないようにし、音声又は警笛を使用して誘導すること。誘導方向に壁や他の車両等の障害物がある場合には、それらとの間に挟まれるおそれのある場所に立ち入らないこと。

本書は、「警備業における労働災害防止のためのガイドライン」の普及啓発用資料です。  
当該ガイドラインには、より具体的な安全衛生管理の進め方等を掲載しています。

### 警備業における労働災害防止のためのガイドラインのポイント

平成 25 年 2 月発行

中央労働災害防止協会 企画広報部

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-1 TEL 03-3452-6186

ホームページ <http://www.jisha.or.jp/>

